

令和8年2月27日
地域福祉課

次期地域福祉計画における 区支え合いのまち推進協議会について



100年を生きる。
千葉市

1. はじめに

(1) 地域福祉計画とは

社会福祉法第107条の規定により、次に掲げる事項を一体的に定める計画

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関して、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項



誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らすため、地域住民、関係団体、行政等が連携して地域生活課題の解決に取り組み、地域の実情に応じた支え合いのまちの実現を目指す。

地域福祉の推進

1. はじめに

(2) 区支え合いのまち推進協議会（以下「推進協」）とは

地域福祉計画の円滑な実施を図るため、町内自治会、民生委員・児童委員、社協地区部会、老人クラブ、NPO・ボランティア団体、社会福祉事業者、大学など地域で活動されている様々な主体により構成されている。

目的	各区支え合いのまち推進計画を地域住民が自主性と主体性を持ち、積極的に実践するにあたり必要な環境づくりを推進。
役割	<ul style="list-style-type: none">・支え合いのまち推進計画に関する取組成果等の共有、意見交換・支え合いのまち推進計画に関する広報・地域福祉の活動団体間の情報交換及び連絡調整・地域福祉専門分科会（以下「分科会」とする。）への報告・行政機関や市社会福祉協議会との連絡調整
根拠	各区支え合いのまち推進協議会設置要綱

1. はじめに

(3) 地域福祉計画の策定状況

地域福祉計画は、平成18年に第1期計画が策定され、令和4年度から現在の第5期計画がスタート。第5期計画は、新型コロナウイルス感染症の影響により地域活動の中止・停滞があったため、計画期間（5年間）の中間にあたる令和5年度に中間見直しを実施している。

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	
第1期	■																											
第2期						■																						
第3期										■																		
第4期													■															
第5期																■	■											
第6期																							■					

R3年度
計画なし

新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な地域福祉活動が休止・中止

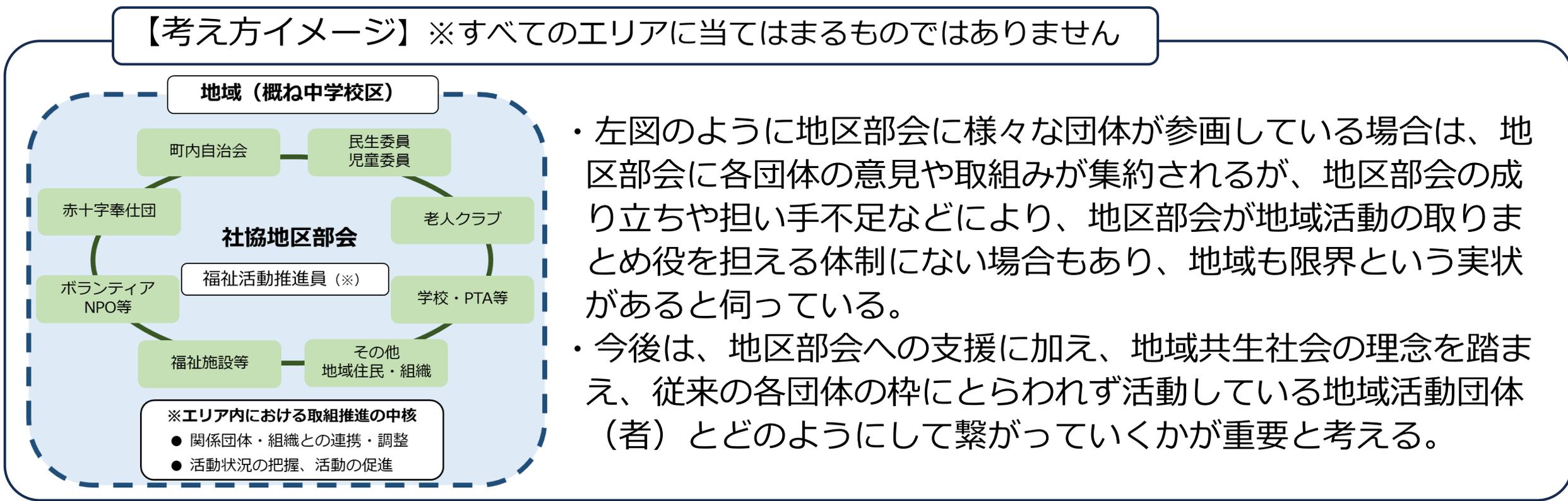
次期計画の策定に向けて令和6年度から検討スタート

2-1. 第5期地域福祉計画における主要課題

(1) 地域の取組みの推進主体

現在は推進主体を地区部会としているが、地区部会のみでは地域活動を網羅的に推進することが困難な実情を抱えているエリアも存在している。

【考え方イメージ】 ※すべてのエリアに当てはまるものではありません



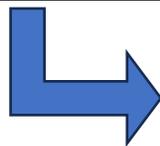
- ・ 左図のように地区部会に様々な団体が参画している場合は、地区部会に各団体の意見や取組みが集約されるが、地区部会の成り立ちや担い手不足などにより、地区部会が地域活動の取りまとめ役を担える体制にない場合もあり、地域も限界という実状があると伺っている。
- ・ 今後は、地区部会への支援に加え、地域共生社会の理念を踏まえ、従来の各団体の枠にとらわれず活動している地域活動団体（者）とどのようにして繋がっていくかが重要と考える。

2 - 1. 第5期地域福祉計画における主要課題

(2) 市／区／社協 各計画（掲載内容）の関連性

下記意見を踏まえつつ、各計画の掲載内容や関連性を整理する必要がある。

- ・市計画は各分野別計画におけるいわゆる「上位計画」として、内容を見直すべき
- ・「地域の取組み」を下支えする「市の取組み」について、掲載内容を精査すべき
- ・地域の自主的な取組を区計画として位置付けることの是非
- ・社協が策定している**地域福祉活動計画**との関連性が分かりづらい



地域福祉活動をさらに発展、推進するため、重点的・優先的に取り組む項目を具体的に示す計画。（現行計画：令和4～8年度）

(3) 評価のあり方

下記意見を踏まえつつ、評価のあり方を再検討する必要がある。

- ・市の取組み：事業ごとに目標を設定しているが、目標や評価の妥当性や計画全体としての推進状況が分かりづらい。
- ・地域の取組み：評価基準が不明瞭であるとともに、評価方法などが統一されていない。また、地域の取組みは自主的・自発的な活動であるため、評価対象として馴染まないのではないか。

2 - 2. 次期地域福祉計画の方向性

(1) 策定趣旨

第5期地域福祉計画が令和8年度に計画期間を満了するため、令和9年度からスタートする「第6期地域福祉計画」（計画期間：令和9～14年度）を策定する。

策定にあたっては、地域福祉を取り巻く環境の変化（社会情勢、社会福祉法の改正など）や地域生活課題の状況、第5期地域福祉計画の進捗状況などに留意するとともに、主に以下の見直しを行う。

(2) 主な変更内容（推進協に関係するもの）

項目	第5期計画	課題	次期計画
地域の取組の推進主体	地区部会	・担い手の高齢化や担い手不足	地区部会に加え、 <u>地域で活動する様々な主体の参画を促す</u>
計画の構成	「区計画（地域の取組）」と「市計画（市の取組）」で構成	・市の取組と地域の取組の関連が分かりにくい	「地域の取組」を <u>区ごとではなく全体でまとめ</u> 、市・社協の取組との関連性を明示（区計画を作成しない）
評価（地域の取組）	地区部会を中心に各取組項目を自己評価（4段階の定性評価）	・評価基準や方法が不明瞭 ・地域の取組を定性評価することの是非	評価方法（4段階の定性評価）の見直し ★各区推進協の意見を踏まえて決定

(3) 推進協の役割

これまで同様、好事例の展開や地域団体間の連携を図るため、地区部会をはじめ地域団体が実施する地域生活課題の解決に向けた取組などを共有し、地域づくりについて話し合う場とする。

(参考) 次期地域福祉計画のイメージ

地域福祉の推進 (地域共生社会の実現)

地域生活課題・地域活動の推進にあたっての課題
➔推進協、市民アンケート、各種事業の実施等を通じて把握

地域福祉の実現に向けた基本目標

※共通の基本理念のもと、市と市社協それぞれの役割の下、地域福祉の推進を図る。

地域福祉計画

- 地域活動への支援
- 地域活動に係る全市的な基盤整備
- 包括的な支援体制の整備 など

連携・協働

具体的な取組内容についても
整合・連携を図る

地域福祉活動計画

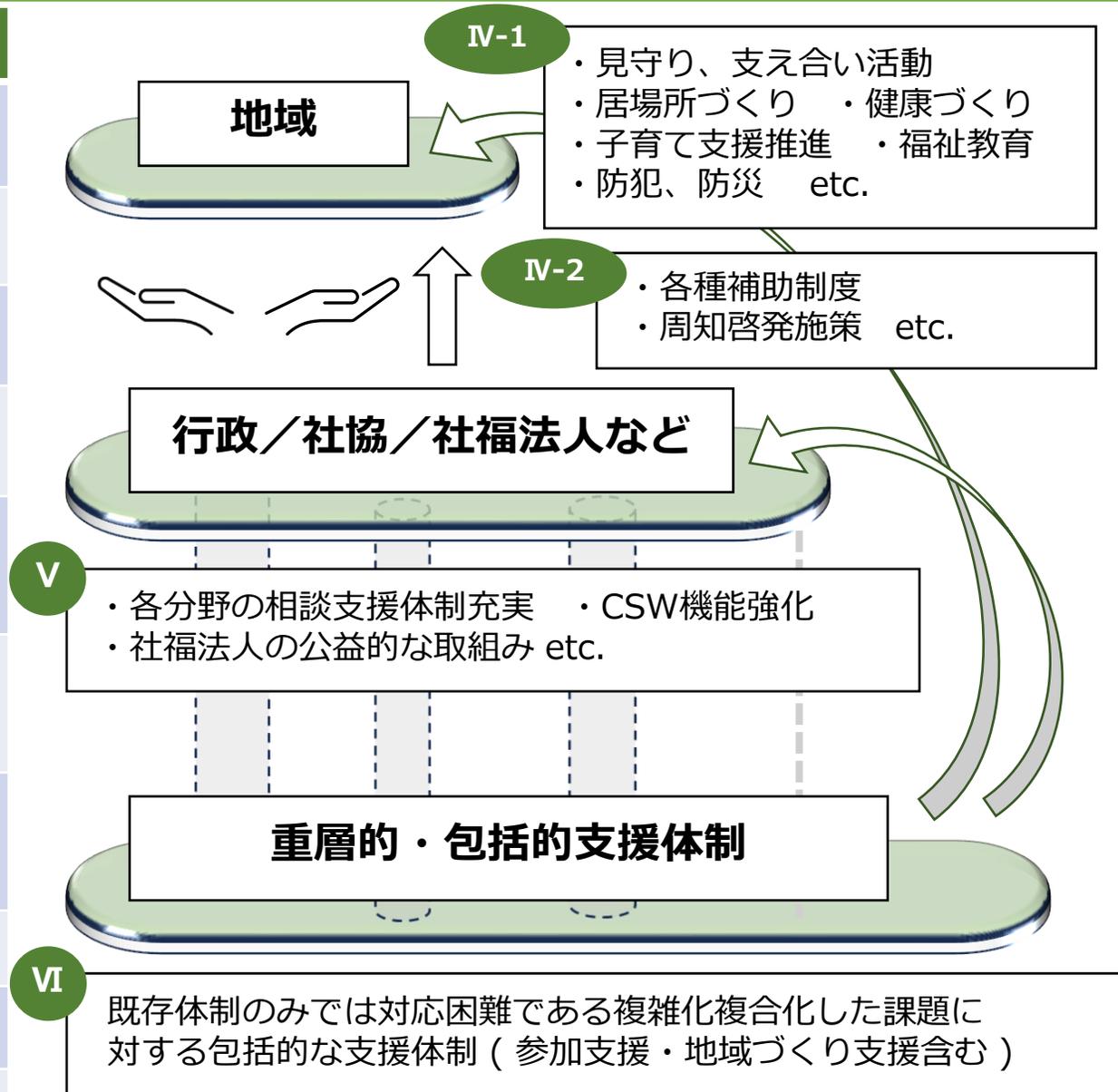
- 地域福祉活動への支援
- 多様な主体との連携・協働
- 地域住民等による福祉活動など

地域住民等による地域福祉活動への参画・実施

(地区部会、町内自治会、ボランティア、NPO、福祉サービス事業者、介護福祉施設など)

2-3. 次期計画全体構成 —素案—

第6期地域福祉計画（次期計画）		
I	策定にあたって	<ul style="list-style-type: none"> 策定趣旨 計画位置づけ 計画期間
II	地域福祉を取り巻く状況	<ul style="list-style-type: none"> 各種統計データ 国や県の動向 今後の課題
III	計画の体系	<ul style="list-style-type: none"> 計画の構成(第5期からの変更点) 圏域の考え方・基本理念
IV	<取組項目 1-1> 地域で取り組むこと(概要)	<ul style="list-style-type: none"> 現区計画の掲載取組みの共通項例) 居場所づくり、防災 etc.
	<取組項目 1-2> IV-1に対する 行政や社協の支援策	<ul style="list-style-type: none"> 市、社協などの役割を掲載 地域の取組みへの補助制度や周知啓発施策を掲載
V	<取組項目 2> 市全体の基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> 分野ごとの相談支援体制やCSW機能強化、社福法人の公益的な取組み (文章説明のみ)
VI	<取組項目 3> 重層的・包括的支援体制	<ul style="list-style-type: none"> 分野横断的に取り組むべき課題に対する地域の取組みや多機関による重層的・包括的支援体制
VII	計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> 推進体制 評価
VIII	成年後見制度利用促進計画	※地域包括ケア推進課所管
	巻末／資料編	



2-4. 今後のスケジュール（予定）

年度	時期	内容
令和7年度	3月	第3回地域福祉専門分科会 ・ 骨子案の協議・決定
令和8年度	7～8月ごろ	第1回地域福祉専門分科会 ・ 計画（素案）協議
	11～12月ごろ	第2回地域福祉専門分科会 ・ 計画（原案）協議
	1～2月ごろ	パブリックコメント手続
	3月	第3回地域福祉専門分科会 ・ 計画（案）協議 第6期千葉市地域福祉計画策定

3. ご意見いただきたい事項

(1) 共通的な地域の取組

「区計画」の代わりに、各区で共通的に実施している取組を「共通的な地域の取組」として掲載する。第5期地域福祉計画における各区計画の取組を踏まえて作成した案について、確認いただきたい。

☆地域活動の担い手に関すること

- 福祉教育の推進
- ボランティア活動の推進
- 高齢者や障害者の社会参加

☆地域での支え合い・助け合いに関すること

- 居場所・仲間づくり
- 支え合い活動の体制づくり
- 地域での見守り体制

☆地域活動の活性化に関すること

- 健康づくり
- 地域の機関・団体等との連携
- 地域での交流機会の創出
- 地域活動情報の収集・発信

☆地域の安全・安心に関すること

- 防犯・安全対策
- 防災対策

3. ご意見いただきたい事項

(2) 地域の取組の評価方法

第6期地域福祉計画では、分科会に総括表のみを報告いただくこととし、報告内容を簡素化することを検討している（総括表の内容も見直し、地域の取組み状況に加え、推進協の様子などより詳細な内容を報告いただくことを検討。）。

一方、地域において取組の推進を図るためには、4段階の定性評価や各取組状況の把握が必要とのご意見もあるため、各区推進協のご意見を踏まえて対応を検討する。

<参考：第5期地域福祉計画における評価方法>

- 地区部会エリアごとに重点取組項目について、年度ごとの①目標又は予定、②実績、③達成状況（4段階の定性評価）、④次年度の目標又は予定、⑤今後の課題と方針の作成を依頼（個票を作成）
- 個票をもとに、推進協事務局において総括表を作成し、推進協で共有のうえ、市に報告。

メリット

- ・ 地域の取組状況を詳細に確認することができる（個票作成が振り返りのきっかけになるとともに、他の地域における取組状況の把握が容易。）。
- ・ 実施主体における達成状況の評価を把握できる。

デメリット

- ・ 個票作成に係る負担が大きい。
- ・ 自己評価のため、評価基準がなく比較が困難（一律の評価基準の設定は困難と考える。）。
- ・ 地域の自主的な取組に対して、市が評価を義務付けることの妥当性。